

平成27年第4回下仁田町議会定例会会議録第2号（10日）

招集年月日	平成27年12月10日					
招集の場所	下仁田町議会議場					
開閉会日時	開会	平成27年12月9日午前10時00分			議長	佐藤勇二
及び宣言	閉会	平成27年12月17日午前11時46分			議長	佐藤勇二
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席名 欠員名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	岡田邦敏	○	7	佐藤博	○
	2	永井正之	○	8	佐藤勇二	○
	3	木暮弘元	○	9	千野榮治	○
	4	原秀男	○	10	島崎紘一	○
	5	岩崎正春	○	11	堀口博志	○
	6	高瀬政信	○	12	岡田武二	○
会議録署名議員	5番	岩崎正春	6番	高瀬政信		
職務のため議場に出席したものの氏名	事務局長	樋口令子		書記	小井土直也	
地方自治法 第121条に より説明のため出席した者の氏名	町長	金井康行		保健環境課長	猪野馨	
	副町長	吉弘拓生		産業観光課長	神戸宏	
	教育長	吉井誠		建設ガス水道課長	神戸哲	
	総務課長	金井義富		教育課長	浅川幸則	
	地域創生課長	永井邦佳				
	住民税務課長	堀口玲子				
	会計課長	(住民税務課長兼務)				
	健康課長	神戸康全				

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 2 第87号議案 下仁田町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 3 第88号議案 下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 4 第89号議案 下仁田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 5 第90号議案 下仁田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- 6 第91号議案 下仁田町地域福祉基金条例を廃止する条例
- 7 第92号議案 平成27年度下仁田町一般会計補正予算（第4号）
- 第93号議案 平成27年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第94号議案 平成27年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第95号議案 平成27年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 第96号議案 平成27年度下仁田町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第97号議案 平成27年度下仁田町ガス事業会計補正予算（第2号）

会 議 の 経 過

開 会 平成27年12月10日 午前10時45分

○議長 佐藤勇二 これから、本日の会議を開きます。

日程第1、諮問第1号 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長（堀口玲子住民税務課長 登壇）

○住民税務課長 堀口玲子 命によりまして、諮問第1号を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記、住所、XXXXXXXXXX、氏名、小井土登喜司、XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX
平成27年12月9日提出、下仁田町長金井康行。

提案理由、齋藤清氏が平成28年3月31日任期満了となるためでございます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

諮問第1号を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 異議ないものと認めます。よって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第2、第87号議案 下仁田町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長

(堀口玲子住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 堀口玲子 命によりまして、第87号議案書を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第87号議案 下仁田町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、第1条、下仁田町税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

附則、施行期日、第1条、この条例は平成28年1月1日から施行する。

平成27年12月9日提出、下仁田町長金井康行。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第87号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第87号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第3、第88号議案 下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を健康課長に求めます。健康課長

(神戸康全健康課長 登壇)

○健康課長 神戸康全 命によりまして、第88号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第88号議案 下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。
第4条第5項を削る。

附則、この条例は平成28年1月1日から施行する。

平成27年12月9日提出、下仁田町長金井康行。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論がないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第88号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第88号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第4、第89号議案 下仁田町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を健康課長に求めます。健康課長

(神戸康全健康課長 登壇)

○健康課長 神戸康全 命によりまして、第89号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第89号議案 下仁田町介護保険条例の一部を改正する条例、下仁田町介護保険条例の一部を次のように改正する。

なお、改正内容につきましては、さきの全員協議会で説明申し上げました

ので、省略をさせていただきます。

附則、施行期日、この条例は平成28年3月1日から施行する。

平成27年12月9日提出、下仁田町長金井康行。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第89号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第89号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第5、第90号議案 下仁田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(金井義富総務課長 登壇)

○総務課長 金井義富 命によりまして、第90号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第90号議案 下仁田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、趣旨、趣旨以降につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

附則、この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

3ページに移りまして、別表第1から別表3につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

平成27年12月9日提出、下仁田町長金井康行。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論がないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第90号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第90号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第6、第91号議案 下仁田町地域福祉基金条例を廃止する条例を議題とし、提案理由の説明を健康課長に求めます。健康課長

(神戸康全健康課長 登壇)

○健康課長 神戸康全 命によりまして、第91号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第91号議案 下仁田町地域福祉基金条例を廃止する条例、下仁田町地域福祉基金条例は、廃止する。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

平成27年12月9日提出、下仁田町長金井康行。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第91号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第91号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第7、第92号議案から第97号議案までの各議案を一括議題とし、第92号議案 平成27年度下仁田町一般会計補正予算（第4号）から順次説明を願います。総務課長
(金井義富総務課長 登壇)

○総務課長 金井義富 命によりまして、第92号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第92号議案 平成27年度下仁田町一般会計補正予算（第4号）、平成27年度下仁田町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,883万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億1,714万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成27年12月9日提出、下仁田町長金井康行。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。6款地方消費税交付金2,700万円、12款分担金及び負担金26万4,000円の減、14款国庫支出金861万2,000円、15款県支出金255万3,000円の減、17款寄附金1,500万円、18款繰入金2,246万7,000円の減、20款諸収入2,571万円、21款町債220万円の減、歳入歳出、歳入合計49億6,830万6,000円に4,883万8,000円を増額し、50億1,714万4,000円としたいとさせていただきます。

次に、歳出でございます。1款議会費33万5,000円の減、2款総務費1,074万9,000円、3款民生費2,487万1,000円、4款衛生費836万9,000円、6款農林水産業費363万円、7款商工費696万4,000円、8款土木費640万2,000円の減、9款消防費262万8,000円。

4ページに移りまして、10款教育費262万7,000円、11款災害復旧費887万5,000円、12款公債費1,313万8,000円の減、歳出合計49億6,830万6,000円に4,883万8,000円を増

額し、50億1,714万4,000円としたいとさせていただきます。

5ページに移りまして、第2表、地方債補正（変更）でございます。

起債の目的、過疎対策事業、限度額3億120万円から220万円を減額し、2億9,900万円にしたいとさせていただきます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同じで、記載のとおりでございます。

6ページの歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。また、8ページの2の歳入及び11ページの3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤勇二 以上で一般会計補正予算の説明が終わりました。

次に、第93号議案 平成27年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び第94号議案 平成27年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について健康課長に説明を求めます。健康課長

（神戸康全健康課長 登壇）

○健康課長 神戸康全 命によりまして、第93号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第93号議案 平成27年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、平成27年度下仁田町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,530万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,820万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月9日提出、下仁田町長金井康行。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正額のみ申し上げます。

まず、歳入でございます。7款共同事業交付金1,174万5,000円、9款繰入金267万8,000円、10款繰越金64万6,000円、11款諸収入23万7,000円、歳入合計12億7,290万円に1,530万6,000円を追加し、12億8,820万6,000円としたいとする

ものでございます。

次に、歳出でございます。3款後期高齢者支援金等23万4,000円、4款前期高齢者納付金等2万2,000円、6款介護納付金14万3,000円の減、7款共同事業拠出金1,291万5,000円、11款諸支出金227万8,000円、歳出合計12億7,290万円に1,530万6,000円を追加し、12億8,820万6,000円としたいとするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては省略をさせていただきます。4ページの2の歳入、5ページの3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

続きまして、第94号議案をお願いいたします。

第94号議案 平成27年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第2号）、平成27年度下仁田町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ74万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,772万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月9日提出、下仁田町長金井康行。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正額のみ申し上げます。

歳入でございます。3款国庫支出金38万1,000円の減、4款支払基金交付金2万円、5款県支出金19万1,000円の減、7款繰入金19万円の減、歳入合計13億2,846万9,000円から74万2,000円を減額し、13億2,772万7,000円としたいとするものでございます。

次に、歳出でございます。1款総務費34万1,000円、2款保険給付費61万4,000円、4款基金積立金74万6,000円の減、5款地域支援事業費95万1,000円の減、歳出合計13億2,846万9,000

円から74万2,000円を減額し、13億2,772万7,000円としたいとするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては省略をさせていただきます。4ページの2の歳入、5ページの3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 次に、第95号議案 平成27年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）、第96号議案 平成27年度下仁田町水道事業会計補正予算（第1号）及び第97号議案 平成27年度下仁田町ガス事業会計補正予算（第2号）について、建設ガス水道課長に説明を求めます。建設ガス水道課長

（神戸哲建設ガス水道課長 登壇）

○建設ガス水道課長 神戸哲 命によりまして、第95号議案から第97号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第95号議案 平成27年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）、平成27年度下仁田町の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ174万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,755万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月9日提出、下仁田町長金井康行。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算の補正ですが、款の区分と補正予算額のみ申し上げます。

歳入でございます。第6款繰入金174万5,000円の減、歳入合計7,929万9,000円から174万5,000円を減額し、7,755万4,000円としたいとするものでございます。

次に、歳出でございます。第1款浄化槽事業費64万円の減、2款公債費110万5,000円の減、歳出合計7,929万9,000円から174万5,000円を減額し、7,755万4,000円としたいとするもので

ございます。

次に、3ページの歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては説明を省略させていただきます。また、4ページの2の歳入及び3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

次に、第96号議案をお願いいたします。

第96号議案 平成27年度下仁田町水道事業会計補正予算（第1号）、総則、第1条、平成27年度下仁田町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、平成27年度水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款の区分と補正予定額を申し上げます。

第1款水道事業収益32万4,000円の減。

続きまして支出です。第1款水道事業費用490万5,000円の減。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,131万5,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,157万7,000円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額16万3,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額19万9,000円」、「過年度分損益勘定留保資金983万7,000円」を「過年度分損益勘定留保資金ゼロ円」、「当年度分損益勘定留保資金6,131万5,000円」を「当年度分損益勘定留保資金7,137万8,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

次のページをお願いいたします。

款の区分と補正予定額を申し上げます。

収入、第1款資本的収入131万1,000円の減、支出、第1款資本的支出104万9,000円の減。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

科目と補正予定額を申し上げます。

職員給与費335万1,000円の減。

他会計からの補助金、第5条、予算第9条を次のように改める。

第9条、水道水源開発事業に係る企業債、簡易水道統合整備事業に係る簡易水道事業債及び過疎債の元利償還等のため、一般会計からこの会計へ補助

を受ける金額は8,003万1,000円である。

平成27年12月9日提出、下仁田町長金井康行。

3ページの平成27年度下仁田町水道事業会計補正予算実施計画以降につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

続きまして、第97号議案をお願いいたします。

第97号議案 平成27年度下仁田町ガス事業会計補正予算（第2号）、総則、第1条、平成27年度下仁田町ガス事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、平成27年度ガス事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款の区分と補正予定額を申し上げます。

第1款ガス事業費用21万1,000円の減。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,215万9,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,321万6,000円」に、「過年度分損益勘定留保資金1,948万7,000円」を「過年度分損益勘定留保資金2,470万6,000円」に、「当年度分損益勘定留保資金958万2,000円」を「当年度分損益勘定留保資金542万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款の区分と補正予定額を申し上げます。

第1款資本的支出105万7,000円。

次のページをお願いいたします。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第4条、予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

科目と補正予定額を申し上げます。

職員給与費75万8,000円。

平成27年12月9日提出、下仁田町長金井康行。

3ページの平成27年度下仁田町ガス事業会計補正予算実施計画以降につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、第92号議案から第97号議案に対する質疑に入ります。

質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますようあらかじめお願いをしておきます。

それでは、質疑をお願いします。島崎紘一君

○10番 島崎紘一 92号議案 一般会計補正予算について2点ほどお伺いいたします。

まず、16ページ、4款衛生費ですが、保健センター運営についてですけれども、説明では屋根その他の修繕とありますけれども、この211万7,000円、これは工事費全てですか。

○議長 佐藤勇二 保健環境課長

○保健環境課長 猪野馨 島崎議員のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

これにつきましては、修繕費ということで11節の支出になりますが、全てそれに当たっております。

○議長 佐藤勇二 島崎紘一君

○10番 島崎紘一 この施設については、公民館と全て案分をして予算計上されているわけですが、これについては全額がこの衛生費から出るということですかね。

○議長 佐藤勇二 保健環境課長

○保健環境課長 猪野馨 この関係につきましては、保険の適用が大雪の関係で該当するかということで、これから保険の請求をする関係がございます。そうした場合、1つの費用からお金を支出した方がより明確になるかと思ひまして、今回の場合は財政担当と相談をいたしまして、衛生費のほうから支出という形になっております。

○議長 佐藤勇二 島崎紘一君

○10番 島崎紘一 そうすると、保険の被保険者は保健センターとかという、そういうことで今までやってきた。

○議長 佐藤勇二 保健環境課長

○保健環境課長 猪野馨 建物の保険につきましては、総務課の財政担当が行っております。

○議長 佐藤勇二 島崎紘一君

○10番 島崎紘一 そうすると、この保険の補償金については財政課に入って、それがまた返還されている。

○議長 佐藤勇二 保健環境課長

○保健環境課長 猪野馨 全ての書類が整いましたのが、これは12月に入ってか

らでございますが、そこで12月の当初に保険の申請をしております、今おっしゃったとおりに総務課のほうにお金は入る形になっております。

○議長 佐藤勇二 島崎絃一君

○10番 島崎絃一 そうすると、今回は保険関連で例外ということで解釈されるわけですが、非常階段とか等々これから建物が老朽化してくると、修繕、補修、あるいは耐震についてもあるわけですが、そういった工事についてはこれからどういう会計処理をしていくか、その辺のところをちょっとお伺いします。

○議長 佐藤勇二 保健環境課長

○保健環境課長 猪野馨 これから新年度予算を考えていくわけですが、その中で案分をする中で対応していきたいと現在は考えております。

○議長 佐藤勇二 島崎絃一君

○10番 島崎絃一 次に、もう一つ、19ページ、消防費の消防施設費ですが、消防水利維持補修で財源更正として888万6,000円あるわけですが、説明によりますと、過疎債を適用して対応したいということですが、まだ過疎債については適用になるかどうか未確認の部分があるということですが、その辺についてもうちちょっと詳しくご説明をお願いしたいと思います。

○議長 佐藤勇二 総務課長

○総務課長 金井義富 過疎債の申請がこの12月の中旬に申請を出してございます。防火水槽につきましては、過疎債が充てられるかどうかということが今月の下旬になれば、ある程度の回答をいただけるということになっております。

○議長 佐藤勇二 島崎絃一君

○10番 島崎絃一 当初予算については、中小坂、市野萱、白井平のこの3基がまとまった上、900万円以上になるということで県に申請されたということですが、12月の下旬にそれが確定するということですが、確定されなかった場合は、この辺の予算執行についてはどういう取り扱いでいくわけなんですか。

○議長 佐藤勇二 総務課長

○総務課長 金井義富 議案全協でお話をさせていただきましたときには、過疎債が充当できない場合には、3月で補正減をさせていただくという説明をさせていただいております。そうですね、とりあえず私の考えでは、過疎債が充当できなければ3月で減額したいということで考えております。

○議長 佐藤勇二 島崎絃一君

○10番 島崎絃一 改正前の総務委員会でその辺の、全協に諮る前に報告で全て一般財源だとなかなか厳しいと、難しい部分もあると、そういうことでしたが、過疎債ももし適用にならないとすれば、これから地域の要望が出た防火水槽関連について、どういう取り組みで設置するか、あるいは財源的にどう潤していくか、その辺の方向性は考えているのかどうか、その辺のところをお伺いしたいです。

○議長 佐藤勇二 総務課長

○総務課長 金井義富 防火水槽の設置につきましては、住民の生活を、財産を守るためには必要不可欠であり、今までも町消防団と協議をいたしまして設置をしてまいりました。

しかし、担当課とすれば、今回の国庫補助金や過疎債が使えないという事態になったことになりましても、しっかり住民が安心安全な生活を送れるよう一般財源を充当して設置したい気持ちはございます。しかし、財政事情もございますので、果たして早急に設置しなければならないのか、あるいは翌年度に見送ることができるのか、そこら辺を町消防団と協議をいたしまして、その時点で判断をさせていただきたいというように考えております。

○議長 佐藤勇二 島崎絃一君

○10番 島崎絃一 そうすると、今まで国・県の補助金で防火水槽を設置してきたわけですがけれども、それらの補助金、あるいは過疎債の適用はない場合については、それは庁内でどういう方向でやっていくかまだ煮詰まってないわけですか。消防団との協議の中でということもありますけれども、やはり必要なものは一般財源等にしてでもという、議会も要望書が出てきて、それぞれ採択しているわけですがけれども、その辺のこれからの方針について、どういう取り組みでいくのかお伺いしておきます。

○議長 佐藤勇二 町長

○町長 金井康行 ただいまのご質問でございますけれども、現在、いろいろ住民からの要望に応えるべく検討をしております。そういう中でのやはり今現在ではいろいろなところで異常気象や集中豪雨やそういった絡みもございまして、地域を守るというほうには極力町民の意向を踏まえまして、その防災体制を整えていくということでは前向きに考えております。

したがって、過疎債等々の補助事業が使えない場合においても、やはり今総務課長が言いましたように、地域とよく精査しまして、必要なところは必要という見解で進めていきたいと思っております。財政の内容につきまして、

また協議して議員にお示しをしたいと思っております。

○議長 佐藤勇二 島崎紘一君

○10番 島崎紘一 改選前の総務委員会的时候でも発言をさせていただいたわけですが、震災関連の予算がそちらに向いたので、国・県の消防防火水槽については予算がそちらに行ったために確保できないんだという、それだったら見通しとしては、県はどう考えているのか、国はどう考えているのか、その辺のところも調査してくれという話をしたと思いますけれども、その辺の復活する見込みがあるのかどうか、担当はどういう見方でいくか、その辺のところもお願いします。

○議長 佐藤勇二 総務課長

○総務課長 金井義富 近年、日本国中、非常に今災害が起きております。そういった中で、今言うように国庫補助金については、これは廃止ということではございませんので、そちらのほうにある程度の復興が行われるようになって、そういった形になれば多少でもまた国庫補助金が使えろというような認識でおります。

○議長 佐藤勇二 島崎紘一君

○10番 島崎紘一 かつて焼却場の炉の改修のときにも、やはりその辺のところは東日本大震災のために、当時2億四、五千万ですか、補助を受けられるということが受けられなくなって、そのかわりに、県の起債で始めたところがまたその予算がかかってきたということで、県の起債は繰上償還をしてそちらのほうに対応したという経緯もあるので、やはりその辺、過疎債が適用になったとしても、またならないとしても、またそういった今まで従前どおり行われた国・県の防火水槽に対する補助金が復活をすれば、その辺の会計処理は速やかに町民の誤解を招かないような対応をぜひしていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長 佐藤勇二 ほかに質疑ございますか。

(発言する声なし)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して第92号議案から第97号議案の6議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定しました。

○議長 佐藤勇二 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
大変ご苦勞さまでした。

散 会 平成27年12月10日 午前11時31分